

動物の輸出入検疫速報(平成23年7月分)

(単位:頭、羽、群)

	輸 入	輸 出
牛	-	-
豚	111	-
めん羊	-	-
山羊	-	-
その他の偶蹄類	2	-
馬	452	-
その他の馬科	-	-
兎	116	22
鶏	-	-
うずら	-	-
だちょう	-	-
七面鳥	-	-
あひる	-	-
がちょう	-	-
その他のかも目の鳥類	-	-
きじ	-	-
ほろほろ鳥	-	-
初生ひな(鶏)	73,852	-
初生ひな(その他)	-	-
種卵	-	-
みつばち(群)	599	-
指定検疫物以外の動物(注2)	-	12,852
犬	595	547
猫	148	205
あらいぐま	-	-
きつね	-	-
スカンク	-	-
サル	248	-

(資料)動物検疫所調べ

(注)1 解放頭羽数ベースの速報値のため、数値が変更となることがある。

2 ※:家畜伝染病予防法第45条第1項第1号に基づく検査を実施した動物。

輸入畜産物検査数量速報（平成23年7月分）

（単位：Kg）

骨類	骨	碎骨	蹄角	骨髄	蹄角粉	その他の骨	計
	1,972,088	693,136	82,203	53,413	62,863	-	2,863,704
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	加熱処理牛肉
	51,148,746	71,763,551	1,509,799	17,331	5,992	91	781,149
	加熱処理豚肉	加熱処理その他の偶蹄類	ハム	加熱処理ハム	ソーセージ	加熱処理ソーセージ	ベーコン
	1,374,306	-	143,492	31,573	976,216	2,666,096	137,488
	加熱処理ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	非加熱その他の肉	加熱処理その他の肉
	14,434	380,998	3,148	47,564,224	-	988,346	4,980,283
	家禽加熱処理肉	加熱処理その他の家禽肉					計
33,484,789	3,041,474					221,013,525	
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	加熱処理牛の臓器	加熱処理豚の臓器	加熱処理その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器
	159,960	13,366	207	-	-	-	70,892
	消化管等	加熱処理消化管等	ケーシング	脂肪	非加熱その他の臓器	加熱処理その他の臓器	加熱処理家禽臓器・消化管
	2,294,126	120,056	281,011	2,520,725	3,640	-	280,408
加熱処理その他の家禽臓器						計	
-						5,744,389	
卵類	食用殻付卵	液卵	その他の卵				計
	42,923	1,283,674	217				1,326,814
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	2,218,227	94,080	4,940	-	24,241	300	77,603
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
29,600	-	-				2,448,990	
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	5,025	-	18,905	-	12,931	14,348
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
8,580	271,511	100	-			331,400	
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	皮粉・羽毛粉			計
	101,719	895	-	-			102,615
その他畜産物	精液（アンブル）	受精卵（個）	ふん・尿				計
	36,354	74	-				0
わら類	穀物のわら	飼料用の乾草	その他				計
	16,799,970	-	107,284				16,907,254
							総計
							250,738,692

資料）動物検査所調べ

- （注）
1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることある。
 2. 携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。
 3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他かも目由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコン
 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎、犬の臓器を含む。
 5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
 6. 「その他の肉（臓器）」には、餃子やピザなど肉（臓器）を含む調製品である。
 7. 「加熱処理肉」、「加熱処理ソーセージ、ハム、ベーコン」、「その他の加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した処理施設
 8. 「家禽加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した施設で加熱処理された、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及び
 9. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。
 10. 総計に「その他の畜産物」は含めない。

輸出畜産物検査数量速報（平成23年7月分）

（単位：Kg）

骨類	骨	碎骨	蹄角	骨髄	生骨粉	加熱処理骨粉	蹄角粉
	10	-	-	-	-	-	-
	その他の骨						計
	-						10
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	ハム
	58,782	33,121	-	-	-	-	324
	ソーセージ	ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	その他の肉
	1,279	161	-	-	580,368	-	9,780
							計
						683,815	
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器	消化管等	ケーシング	脂肪
	-	50	-	636	23,288	-	15
	非加熱 その他の臓器						計
	-						23,989
卵類	殻付卵	液卵	その他の卵				計
	43,544	-	-				43,544
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	968,059	4,599,378	-	-	-	-	-
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
	-	-	-				5,567,437
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	-	-	48	-	-	15
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
	-	22,371	-	-			22,434
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	羽毛粉			計
	-	-	-	-			0
その他畜産物	精液 (アンブル)	受精卵 (個)	ふん・尿				計
	-	-	270,000				270,000
							総計
							6,611,229

資料) 動物検査所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。
2. 携帯品・郵便物として輸出されたものは除く。
3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他のかも目由来の肉である。
4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎、犬の臓器を含む。
5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
6. 総計に「その他の畜産物」は含めない。
7. その他の畜産物の計に精液、受精卵、未受精卵は含めない。